

## 第4節 不確実性を増す対外環境への対応

### 1. 我が国製造業の経済安全保障への取組状況

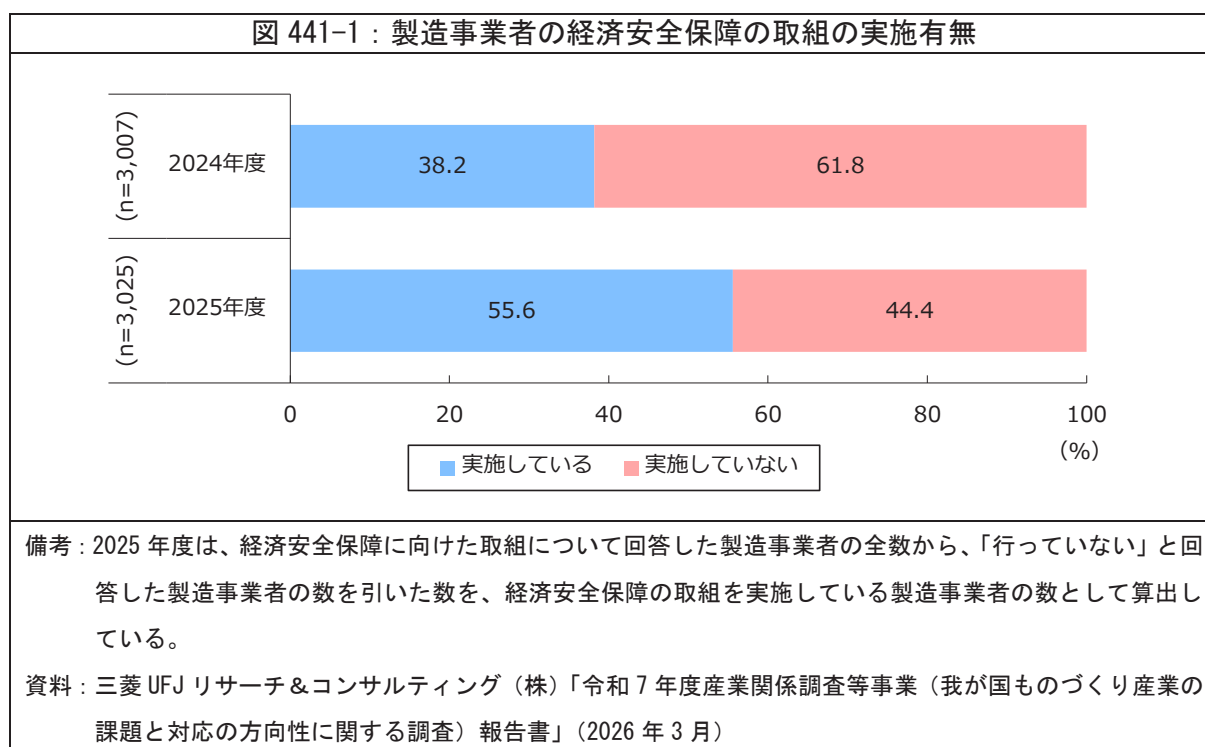
第1節では、対外環境の変化が製造事業者に与える影響を整理したが、このような変化に対応し、安定的な事業運営を継続していくためには、経済安全保障の取組を行い、自律性・不可欠性を高めていくことが極めて重要である。

しかし、2025年版ものづくり白書<sup>1</sup>では、約6割の事業者が経済安全保障に係る取組を行っていないことが明らかになった。不確実性が増す環境下の中、経済安全保障への取組について我が国製造事業者の意識・行動変化がどの程度起こったのか、状況について整理を行う。

#### (1) 製造事業者の経済安全保障の取組の実施状況

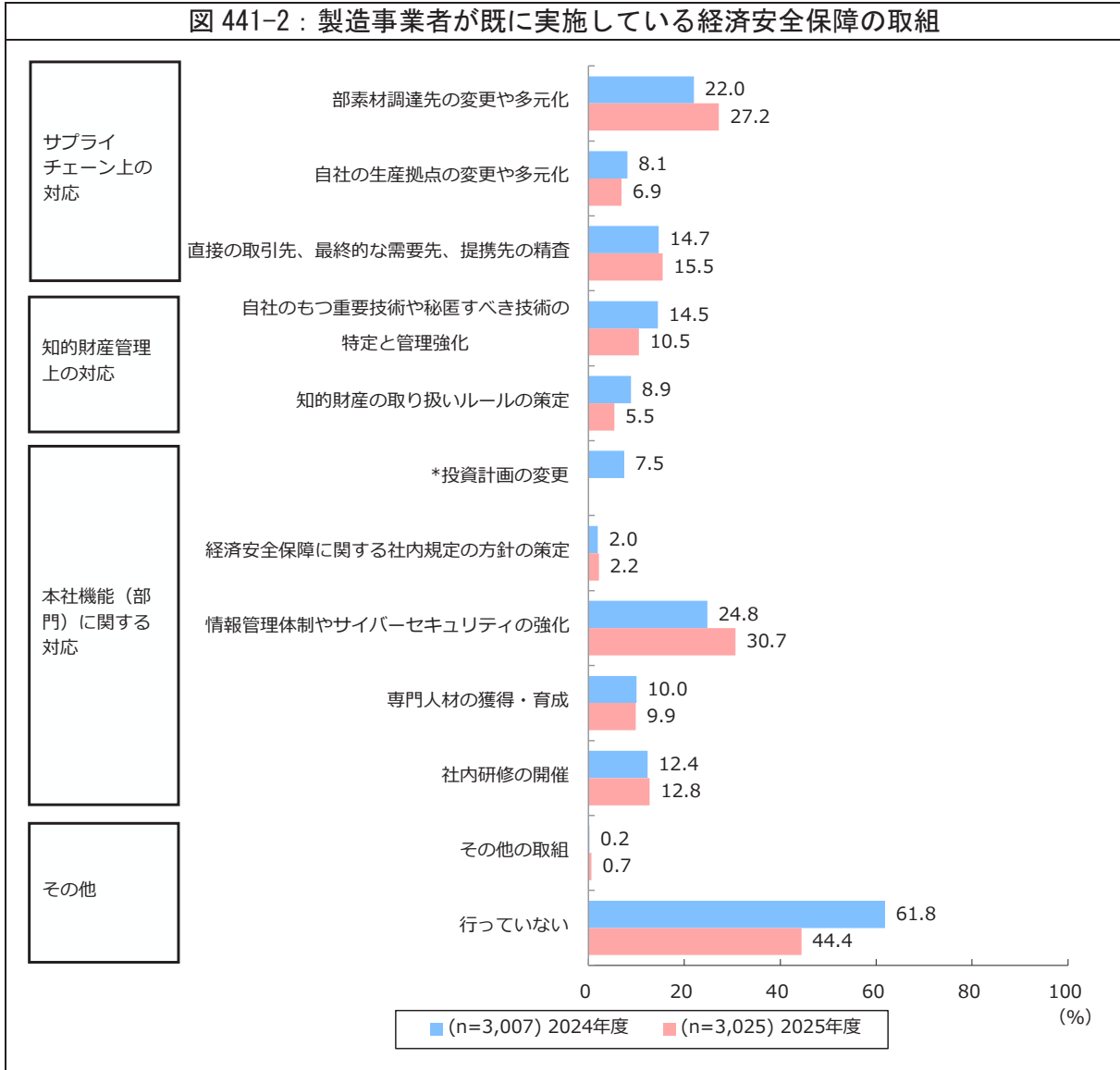
経済安全保障の取組の実施状況について、取組の有無及び取組内容について確認すると、何らかの取組を行っている企業は約6割と、2024年度調査の約4割から上昇する結果となった。米国関税措置を始めとする情勢の急激な変化が生じている中、経済安全保障の取組に着手する事業者が増加したことがうかがえる（図441-1）。取組内容については、3割前後の事業者が「情報管理体制やサイバーセキュリティの強化」、「部素材調達先の変更や多元化」を行っており、2024年度から割合も増加している（図441-2）。

図441-1：製造事業者の経済安全保障の取組の実施有無



<sup>1</sup> 経済産業省、厚生労働省、文部科学省 [2025] 『2025年版ものづくり白書』

図 441-2：製造事業者が既に実施している経済安全保障の取組



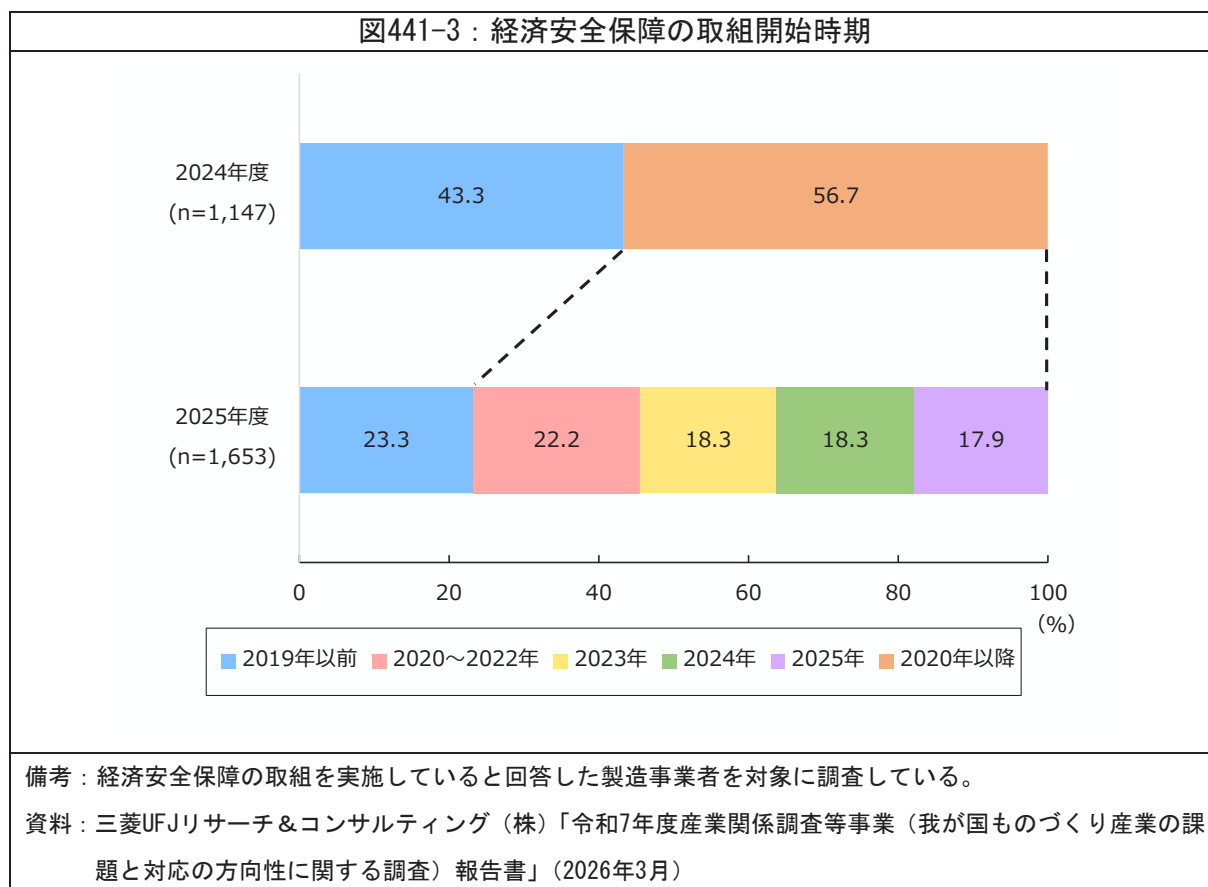
備考：1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. \*印は調査年度間で設問が変更になった項目（2025年度は「投資計画の変更」を選択肢から削除）。

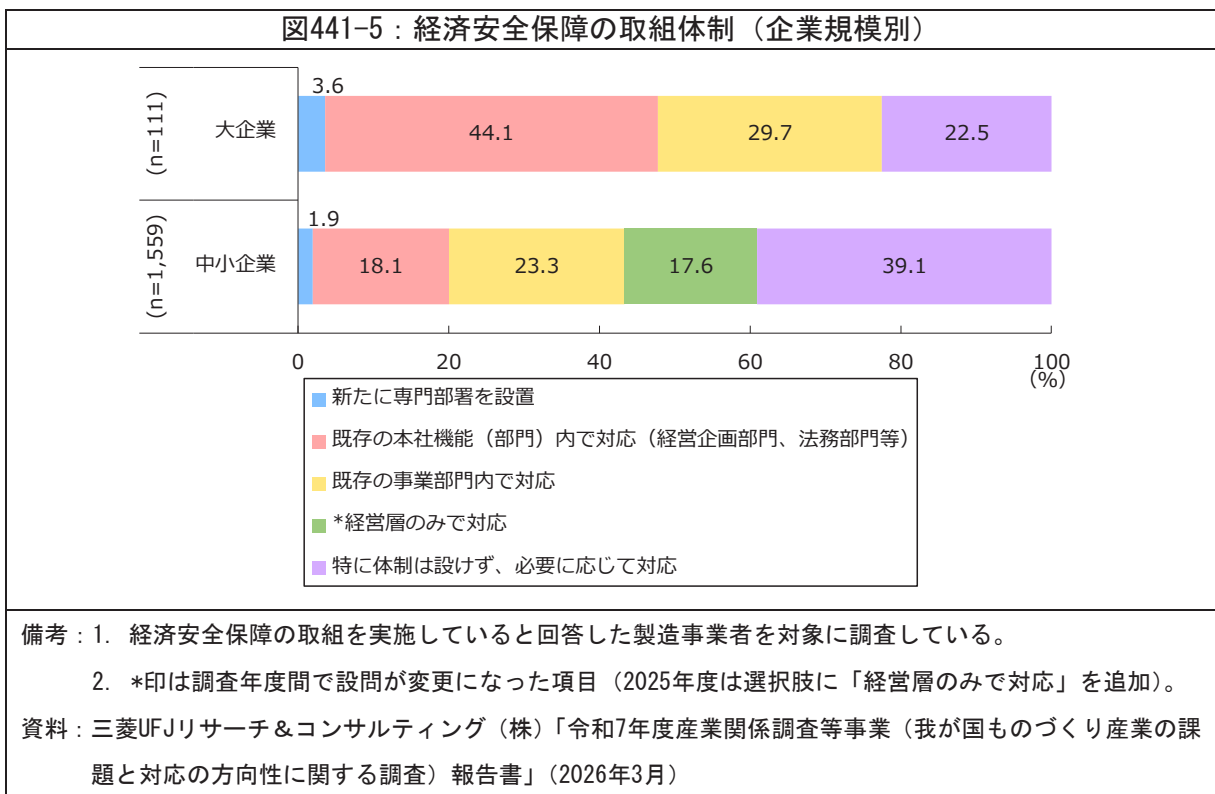
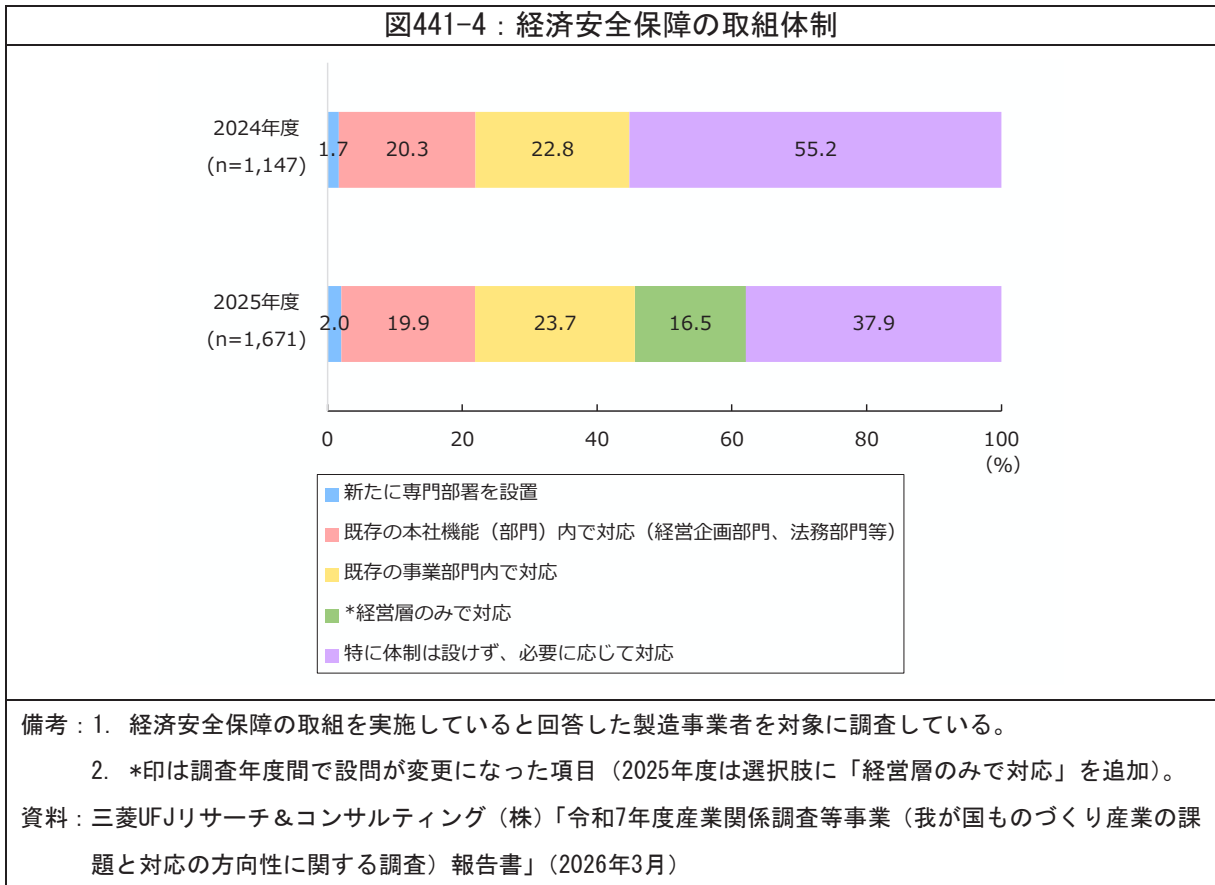
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

経済安全保障の取組開始時期について、2024年度調査では「2020年以降」と回答した事業者が5割以上となっていた。2025年度では、2024年度調査において回答割合の高かった2020年以降について詳細に確認すると、特に2023年以降、取組を開始している事業者が毎年2割弱いることが分かる（図441-3）。

図441-3：経済安全保障の取組開始時期



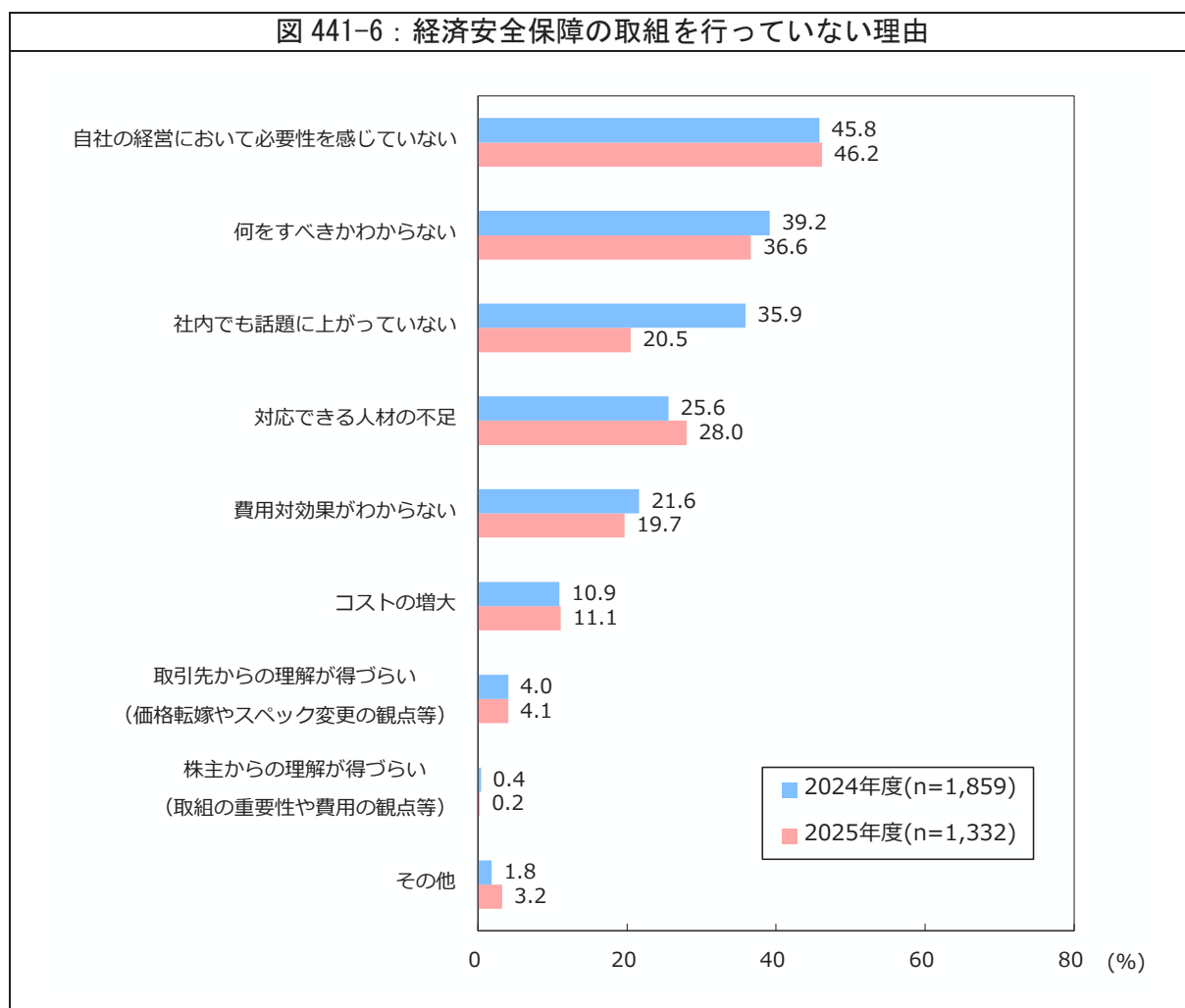
経済安全保障の取組を進める上での取組体制については、2025年度も引き続き「新たに専門部署を設置」して対応しているとした事業者は少なく、いずれの年度も2%以下と低い結果となった（図441-4）。企業規模によっても取組体制に差が出ており、大企業でも新たに専門部署を設置した割合は約4%だが、中小企業は「特に体制は設けず、必要に応じて対応」が最も高く約4割となった（図441-5）。



一方、取組を行っていないと回答した事業者について、その理由を確認すると、2024年度調査と同様「自社の経営において必要性を感じていない」が最も高く、次いで、「何をすべきかわからない」、「対応できる人材の不足」を挙げる割合も2024年度調査に引き続き高い結果となった。

一方、「社内でも話題に上がっていない」と回答した事業者の割合は2024年度調査と比較して10ポイント以上減少している。前述のとおり、何らかの取組を行っている事業者の割合は2024年度に比べ増加しているが、取組を行っていない事業者においても、経済安全保障を自社に関連するトピックとして認識する割合が増加している可能性が考えられる（図441-6）。

図 441-6：経済安全保障の取組を行っていない理由



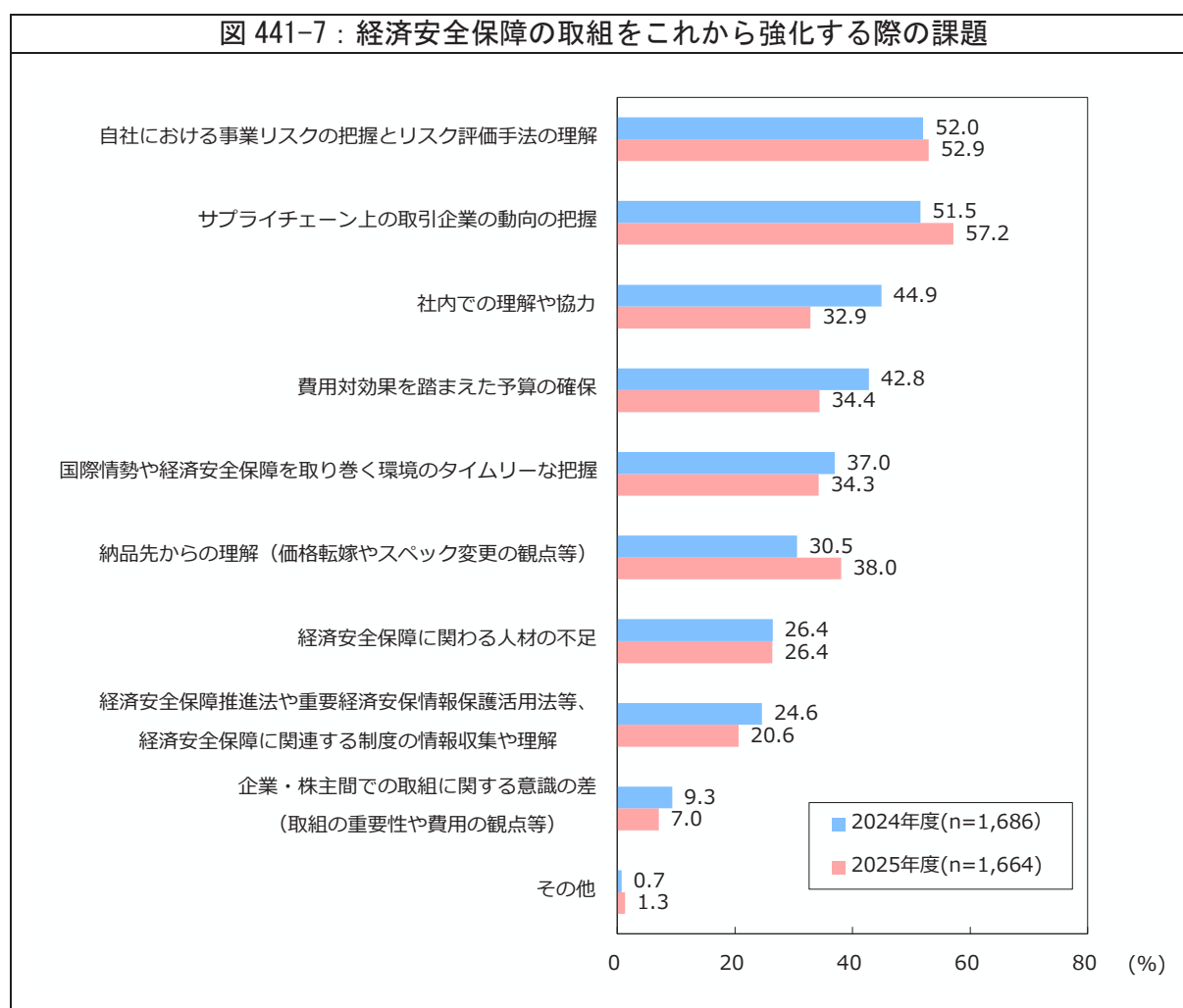
備考：1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. 経済安全保障の取組をいずれも行っていないと回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

また、取組を行っている事業者に対し、取組を今後強化する際の課題について確認したところ、2024年度調査では「自社における事業リスクの把握とリスク管理手法の理解」が最も高い割合となっていたところ、2025年度は「サプライチェーン上の取引企業の動向の把握」を挙げる事業者が増加し、最も高い割合となった。また、「納品先からの理解（価格転嫁やスペック変更の観点等）」についても2024年度調査から7.5ポイント増加しており、社外の関係に起因する課題が上昇する結果となった。一方、「社内での理解や協力」や「費用対効果を踏まえた予算の確保」といった社内関係の課題は、2024年度調査と比較して10ポイント程度減少しており、2024年度から経済安全保障の取組に対する社内理解が浸透してきている可能性を示す結果となった（図441-7）。

図441-7：経済安全保障の取組をこれから強化する際の課題



備考：1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. 経済安全保障の取組を実施していると回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

サプライチェーンについては、経済安全保障の取組を既に実施する事業者の取組内容としても、2024年度に引き続き「部素材調達先の変更や多元化」が高い割合を占めるなど（図 441-2）、取組を行っている事業者は一定数いるといえる。また、今後の取組の課題として、「サプライチェーン上の取引企業の動向の把握」が最も高い割合となった（図 441-7）ことは、各国の産業政策の急速な変化等に伴うサプライチェーンの見直し等の必要性を感じている事業者が増加したことがうかがえる。

以下では、調達部門の強化や、サプライヤーとの情報共有・可視化によるサプライヤーとの関係構築等により、サプライチェーンの強靱化を進める好事例を紹介する。

## コラム

## サプライヤーとの関係構築でサプライチェーンを強靱化

(株) アマダ

所在地 : 神奈川県  
 従業員数 : 8,997名  
 資本金 : 547億6,800万円  
 業種 : 生産用機械器具製造業

## 電子部品等の不足やグローバル化への対応に向け、調達部門を強化

(株) アマダは、金属や樹脂、セラミック等を加工する様々な機械の開発・製造・販売・サービスを手がけるグローバルメーカーである。同社は、かつての深刻な電子部品等の不足や昨今のグローバルな地政学リスク、ひいては経済安全保障への対応に向け、調達部門を強化している。調達部門を日々の調達業務を担う「資材調達推進部」と将来の調達戦略の企画・設計を担う「調達戦略企画室」に分割し、即応性と戦略性を兼ね備えた組織にした。特に、調達戦略企画室では、今後の調達のあるべき姿を念頭に置き、調達基盤の強化、事業環境変化への対応、収益改善に向けた戦略を主導している。

## サプライヤーとの関係構築により、フレキシブルな調達とサプライチェーンの強靱化を実現

同社は工場改革DXプロジェクトの一環で、(株) セールスフォース・ジャパンのSRM (Supplier Relationship Management: 最適なサプライチェーン構築・管理) システムを導入し、サプライヤー情報の集約と活用を目的とした「サプライヤーポータル」を構築している。従来は属人的な調達管理が課題であったが、生産情報や納期の進捗等、互いの持つ情報の可視化・共有を推進した。これにより、業務の標準化や、欠品数の削減、見積りや図面に関する依頼、照会の省力化を実現した。納期、価格コスト、品質管理等の調達業務の精度・速度・質を向上させ、組織的かつフレキシブルな調達を可能にしている。また、サプライヤーとの関係構築や見える化を進めることで、サプライチェーン強靱化に向けた実効性の高い備えの構築につなげている。

## 高度な予兆管理により、経済安全保障への対応を加速

サプライヤーポータルを活用した体系的かつ高度な予兆管理により、欠品や納入遅延を未然に防ぐとともに、潜在的な調達リスクの早期把握を実現できたことで、不確実な情勢に対する予防措置を講じることが可能となった。

また、調達戦略企画室が主導することで、事業継続計画 (BCP) 対策、サイバーセキュリティや地政学リスク等を踏まえた経済安全保障の観点からも、組織的な体制を整えている。

図: 「サプライヤーポータル」のイメージ



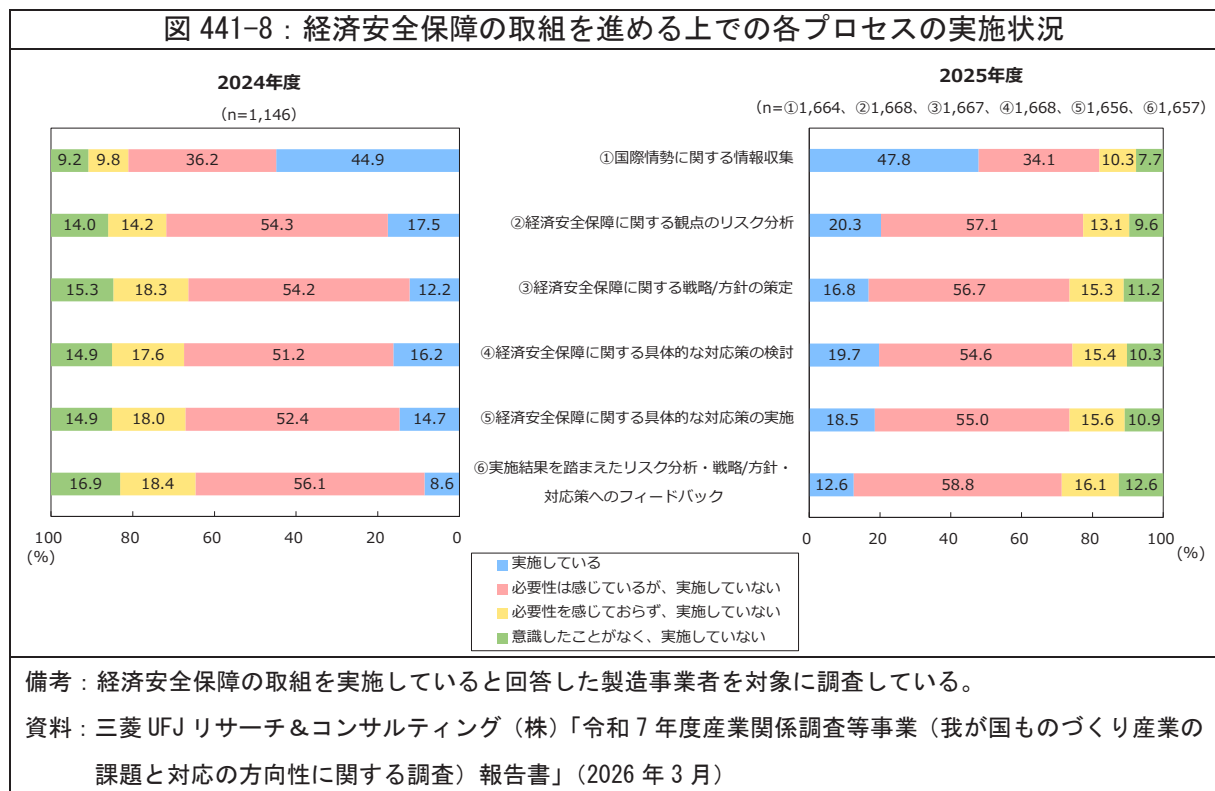
資料: (株) アマダ提供

## (2) 製造事業者の経済安全保障の取組実施プロセスの状況と課題

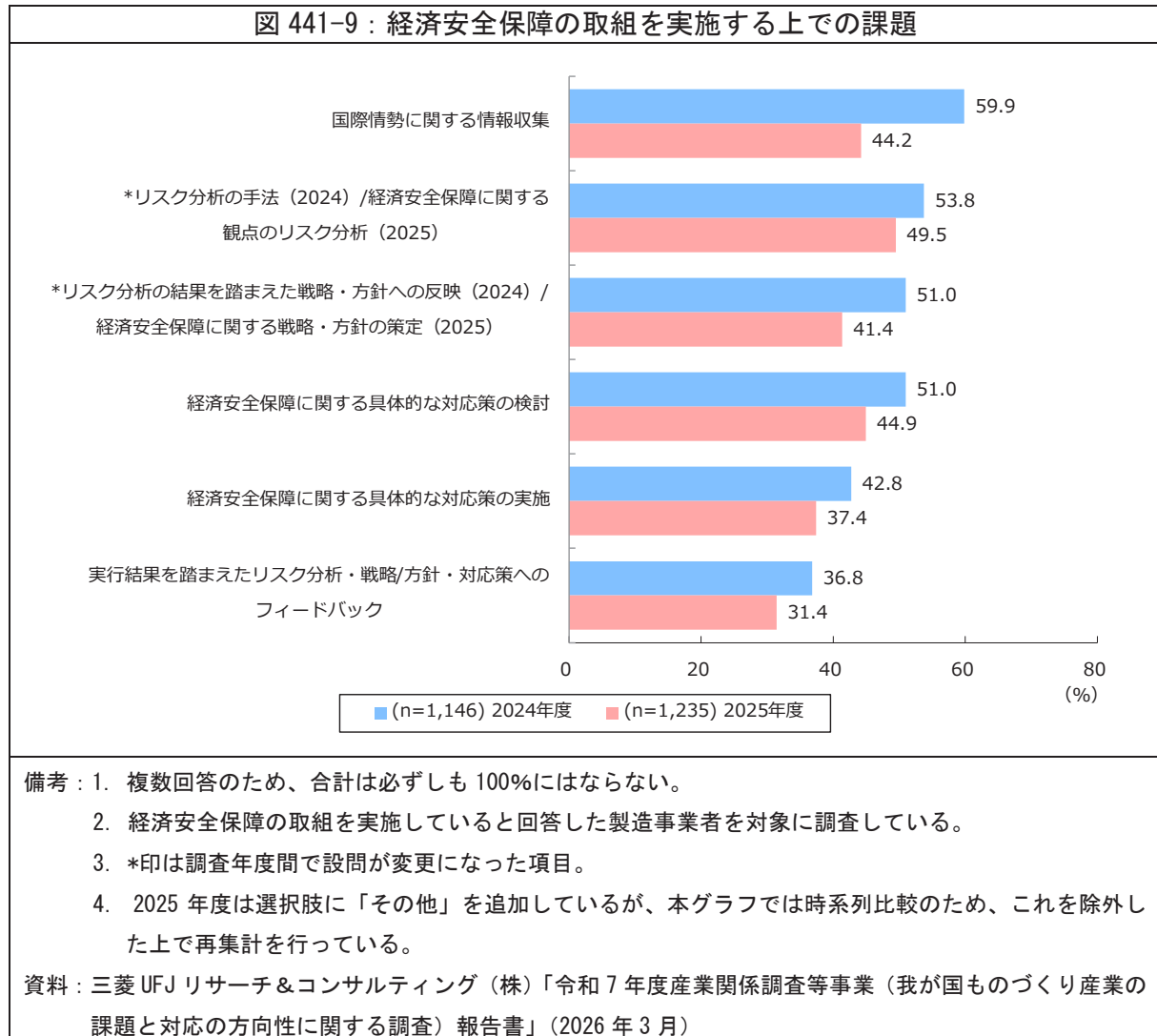
前述のとおり、2024年度調査と比較して、経済安全保障について何らかの取組に着手した事業者は増加している。これらの取組について詳細を確認するため、経済安全保障の取組の実施プロセスを、①国際情勢に関する情報収集、②経済安全保障に関する観点のリスク分析、③経済安全保障に関する戦略／方針の策定、④経済安全保障に関する具体的な対応策の検討、⑤経済安全保障に関する具体的な対応策の実施、⑥実施結果を踏まえたリスク分析・戦略／方針・対応策へのフィードバックという6つに分類し、2024年度調査の結果と比較しながら、それぞれの実施状況を確認した。

経済安全保障の取組の実施プロセスは、5割弱の事業者が「国際情勢に関する情報収集」を実施していると回答する結果となった。一方、「経済安全保障に関する観点のリスク分析」以降のプロセスについては、実施している事業者の割合が減少し、「必要性は感じているが、実施していない」事業者がいずれも5～6割を占めており、2024年度と同様の結果となった。一方、「必要性を感じておらず、実施していない」、「意識したことがなく、実施していない」の割合は、特にリスク分析以降のプロセスで減少していた（図441-8）。

図 441-8：経済安全保障の取組を進める上での各プロセスの実施状況



また、取組を実施する上での課題として、2024年度は「国際情勢に関する情報収集」が挙げられた割合が最も高かったが、2025年度は「経済安全保障に関する観点のリスク分析」の回答割合が最も高くなった（図 441-9）。



経済安全保障の取組を進めていく上では、自社に関連する情報を収集・分析の上、自社の経営に関連するリスクとして認識し、戦略・方針を策定して対応の検討・実施を進めていくことが必要となるが、経済安全保障に関連するリスクは予見可能性が低いことも多く、自社に及ぼす影響を正確に把握することは容易ではない。前述の結果からも、情報収集の次のステップとなる、リスク分析を行う段階において、課題を感じている事業者が多いことがうかがえる。

リスク分析を実施している事業者について詳細を確認すると、約7割が、「自社の事業に関わるサプライチェーン」の観点から分析を行っており、この傾向は2024年度と同様であった（図441-10）。

リスク分析に際して用いる情報収集の方法としては、2024年度と同様に「業界団体や取引先等との情報交換」及び「新聞やネット等のメディア媒体」の2つが上位を占めているが、両者の順位は2024年度とは逆転し、「業界団体や取引先等との情報交換」を重視する事業者がより多い結果となった（図441-11）。

図 441-10：経済安全保障に関するリスク分析を実施する観点

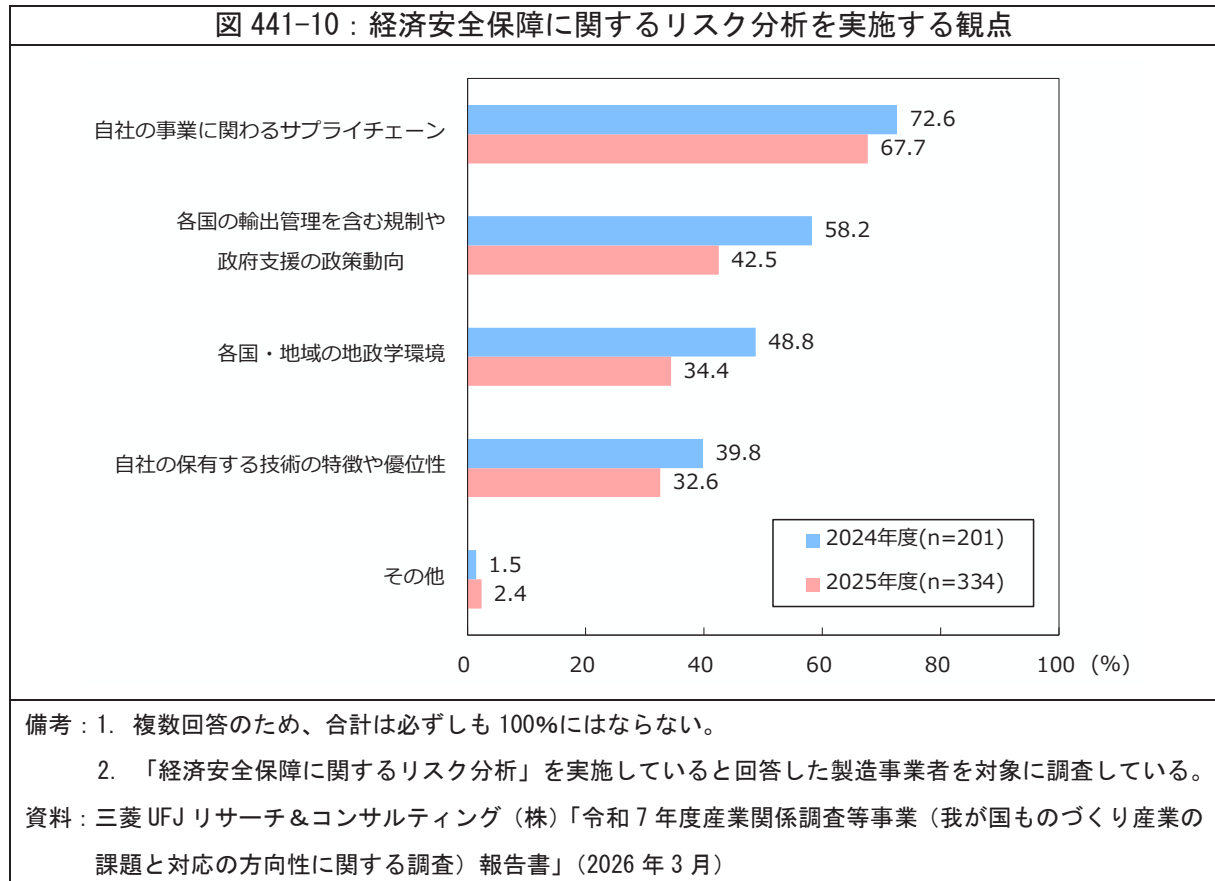
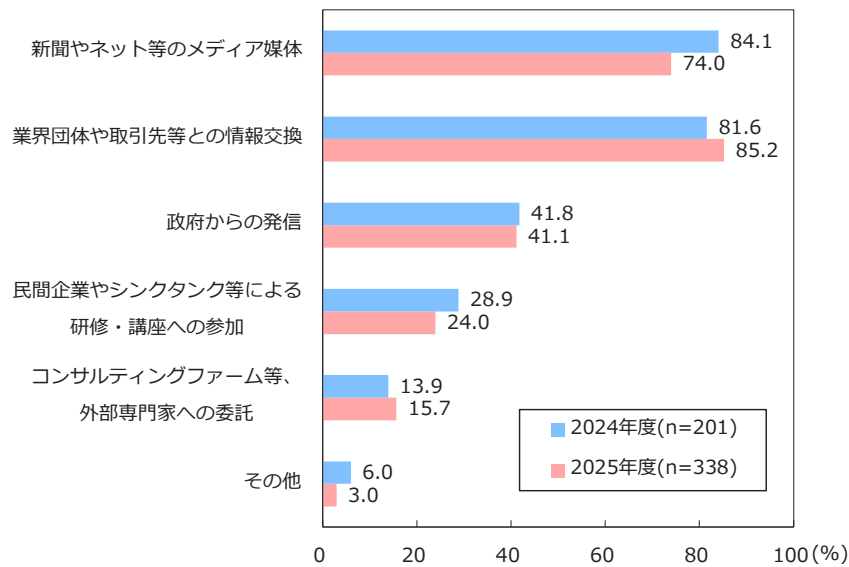


図 441-11：経済安全保障に関するリスク分析を実施する上での情報収集方法



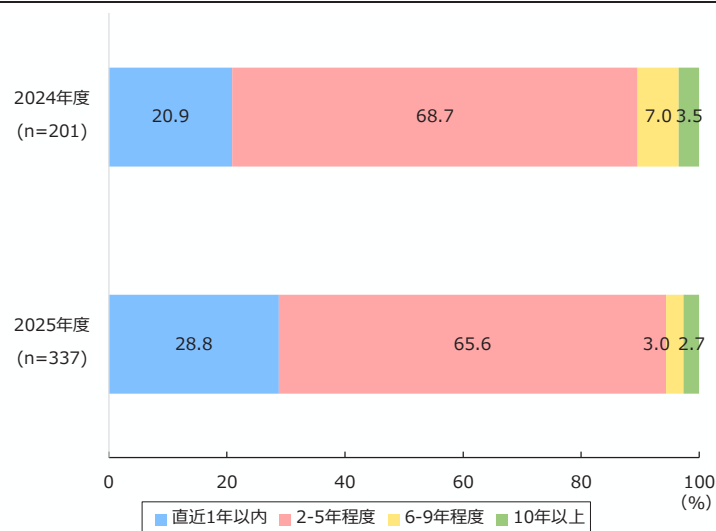
備考：1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. 「経済安全保障に関するリスク分析」を実施していると回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

リスク分析の対象期間は、「2-5年程度」を見通して実施している事業者が最も多い点は2024年度と同様である一方、「直近1年以内」を対象とする事業者は2024年度から7.9ポイント増加した（図441-12）。

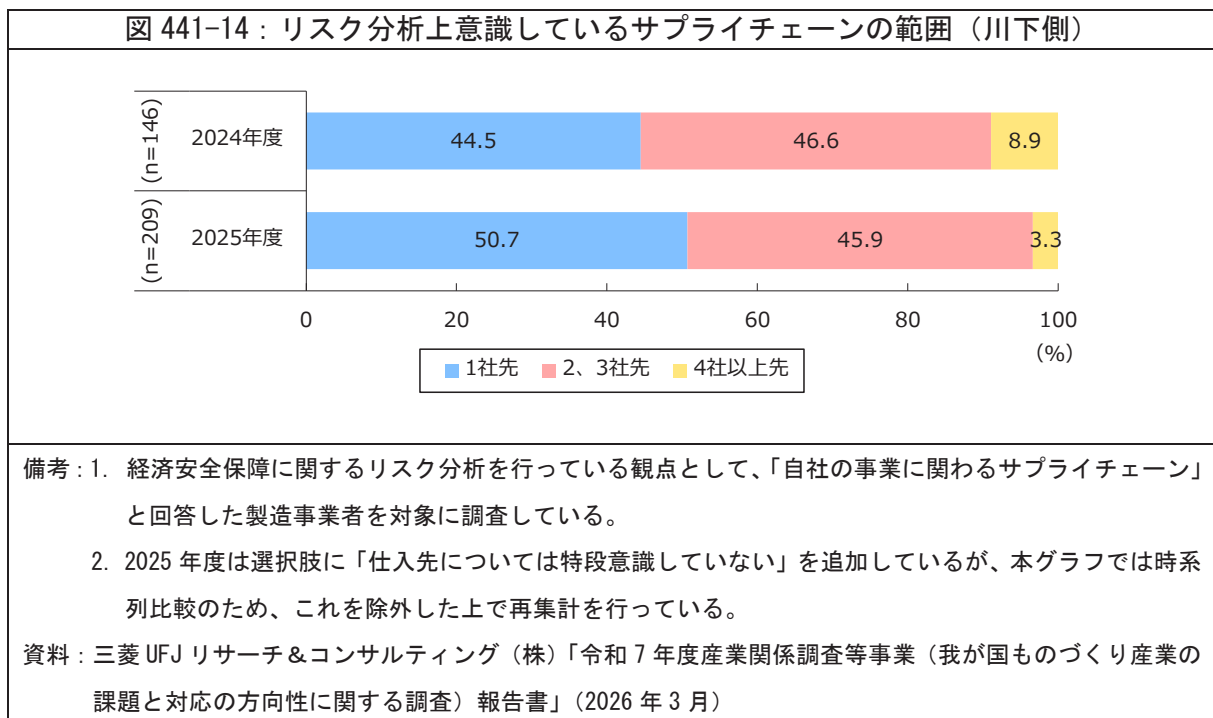
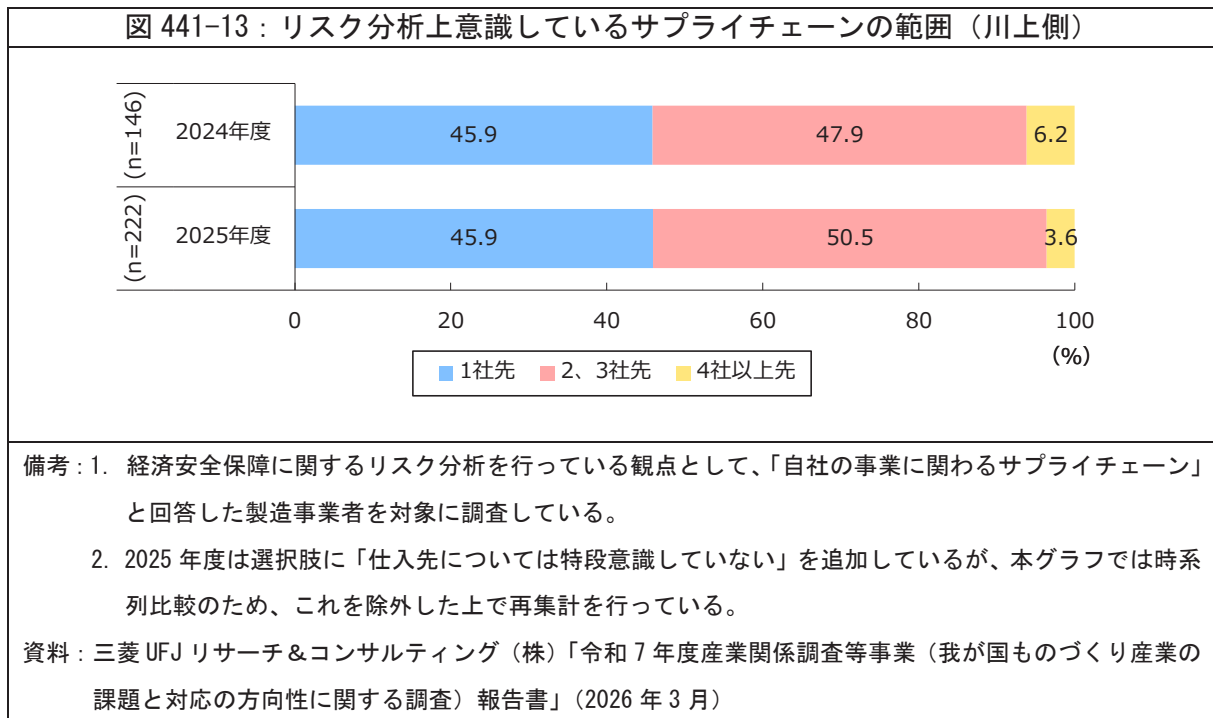
図 441-12：経済安全保障に関するリスク分析の見通し



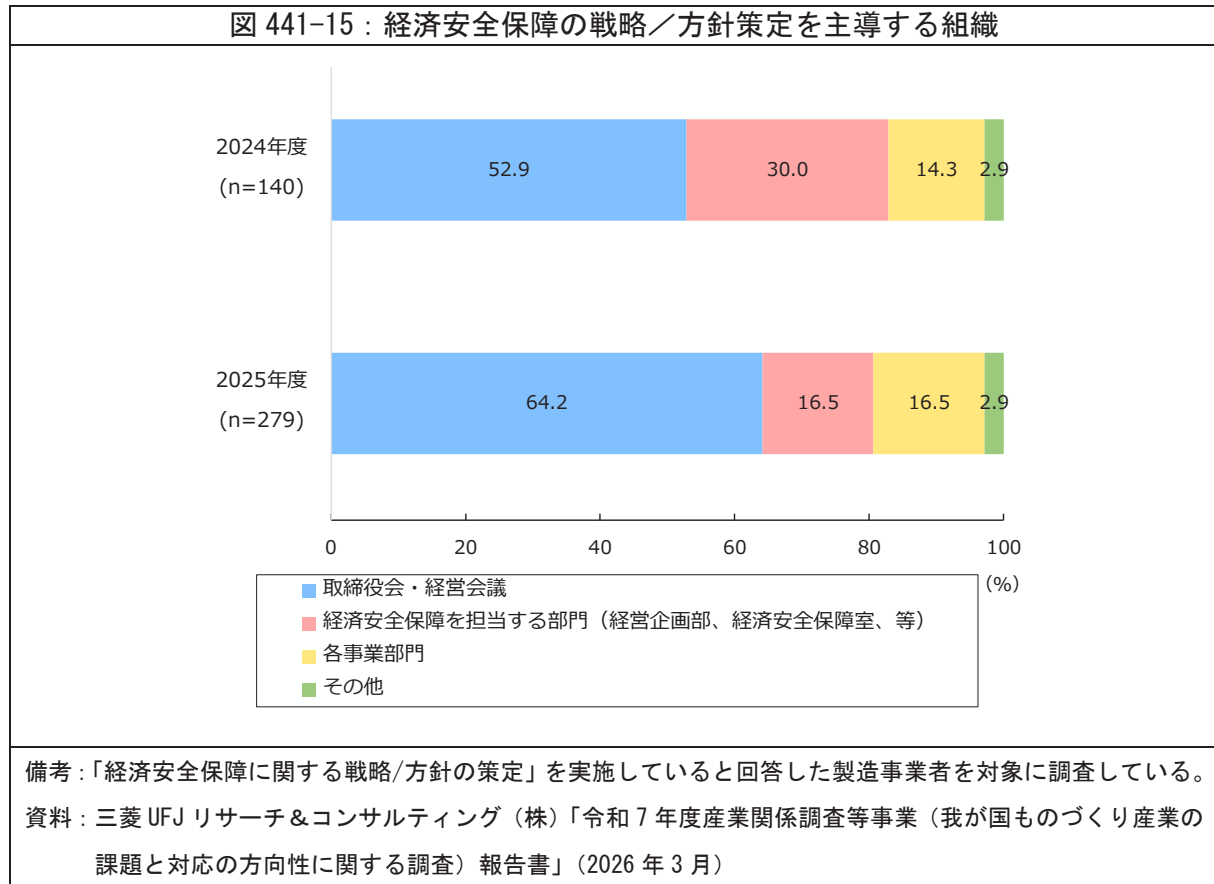
備考：「経済安全保障に関するリスク分析」を実施していると回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

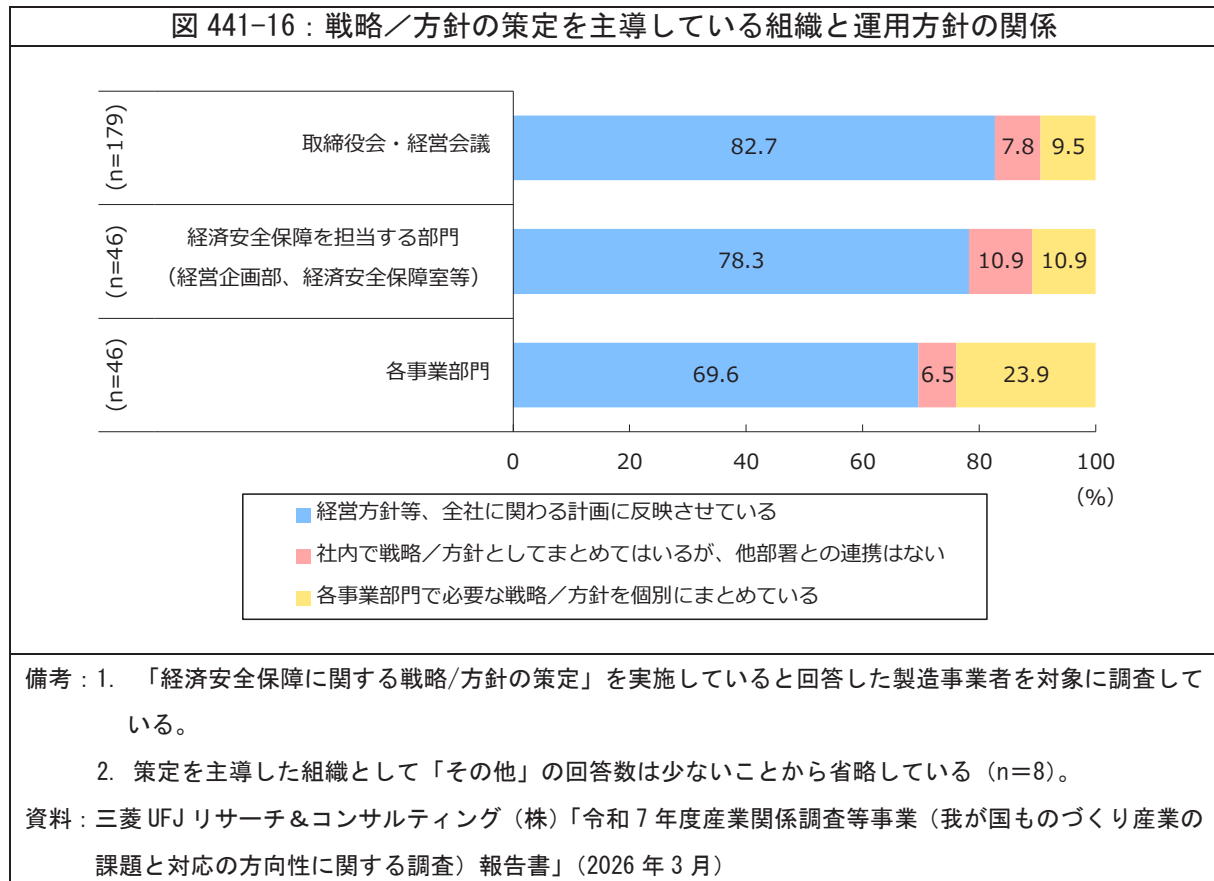
また、約7割の事業者が「自社の事業に関わるサプライチェーン」の観点から分析を行っていたが（図441-10）、その際に意識しているサプライチェーンの範囲は、川上側、川下側ともに、直接の取引先及び2、3社先までの把握を行っている事業者が約9割と、2024年度と同様の傾向であった（図441-13・14）。



経済安全保障に関する戦略／方針については、「取締役会・経営会議」が主導して策定している事業者が6割を超え、2024年度調査と比較して10ポイント以上増加した（図441-15）。



また、戦略／方針の策定を主導している組織別に戦略／方針の運用状況を確認すると、主導している組織が「取締役会・経営会議」、「経済安全保障を担当する部門（経営企画部、経済安全保障室等）」、「各事業部門」の順に、「経営方針等、全社に関わる計画に反映させている」事業者の割合が高いことが分かった。経済安全保障の取組は、幅広い情報収集、様々な観点からのリスク分析、それに基づく戦略の策定・実施など、全社的な観点からの対応が必要になる。このためには、経営層又は組織で横断的機能を果たす部門が戦略／方針の策定を主導していく体制の構築が重要であることがうかがえる結果となった（図 441-16）。



以下では、経済安全保障リスクを経営戦略上のリスクであると位置付け、組織横断的な体制でサプライチェーンの強靱化、機微技術管理に取り組む好事例を紹介する。

## コラム

経済安全保障委員会を設置し、  
サプライチェーン強靱化や機微情報管理に対応

(株) アイシン

所在地 : 愛知県  
従業員数 : 34,384名  
資本金 : 450億円  
業種 : 輸送用機械器具製造業

## 国際情勢の変化から生じる事業リスクを中長期的に軽減するため経済安全保障委員会を設置

(株) アイシンは、世界に約200もの拠点を構える総合自動車部品メーカーである。2022年4月、政治リスク、地政学リスクなどの国際情勢の変化から生じる事業リスクを中長期的に軽減することを目的に、経済安全保障委員会を設置した。また、2025年4月には、経済安全保障リスクを経営戦略上のリスクであると位置付け、グループ経営戦略本部の中に新たに経済安全保障室を設置し、経済安全保障委員会及び安全保障貿易管理の事務局機能を法務部から同室へ移管させた。同室は専任5名、兼任5名体制で、従来の安全保障貿易管理の事務局機能に加えて、経済安全保障に関するインテリジェンス機能の役割も果たしている。また、情報収集や影響分析を行い、関係部署やグループ企業へ情報展開をするとともに、機能部署と連携して対応に当たっている。

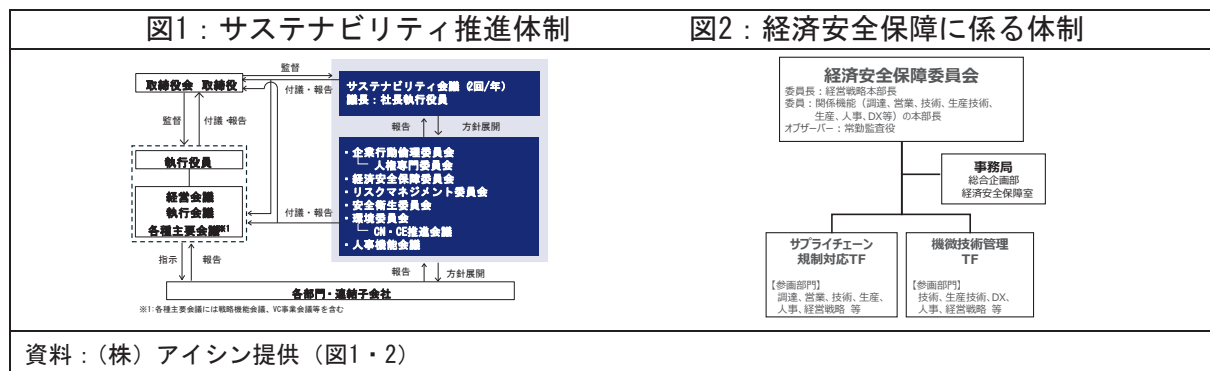
## 組織横断的なタスクフォースでサプライチェーン強靱化、機微技術管理に取り組む

経済安全保障委員会では、サプライチェーン強靱化、機微技術管理の強化を活動重点と定め、サプライチェーン規制対応タスクフォースと機微技術管理タスクフォース（以下、TF）を設置し、あらかじめ関係する各本部から実働で動ける管理職クラスを中心にメンバーを選出して、情報共有や迅速なリスク対応ができる体制を整備している。サプライチェーン規制対応TFは、調達、営業、技術、生産管理、人事、経営戦略等の各機能本部のメンバーから構成され、サプライチェーンに影響を与える各国規制が導入された場合に、内容の検証、アイシングループへの影響の見極め、対応方針の作成・実行を役割としている。機微技術管理TFは、技術、DX、人事、生産技術、経営戦略等の各機能本部のメンバーから構成され、機微技術管理に関する方針・ルールの策定、運用・定着を図っていくことを役割としている。

## 経済安全保障への対応はリスク軽減のみならず「機会」と捉える

同社は、経済安全保障への対応はリスク軽減だけでなく、事業の新たな「機会」の創出も含まれていると捉えている。安定供給を確保したサプライチェーンの構築や新たな規制の情報いち早く入手し、対応できる体制づくりは、得意先の信頼獲得につながると考えており、経済安全保障への取組を事業の新たな「機会」につなげることを目標としている。

同社は、これまでの安全保障貿易管理から広がった経済安全保障リスクへの対応を試行錯誤しながら、取り組んでいる。

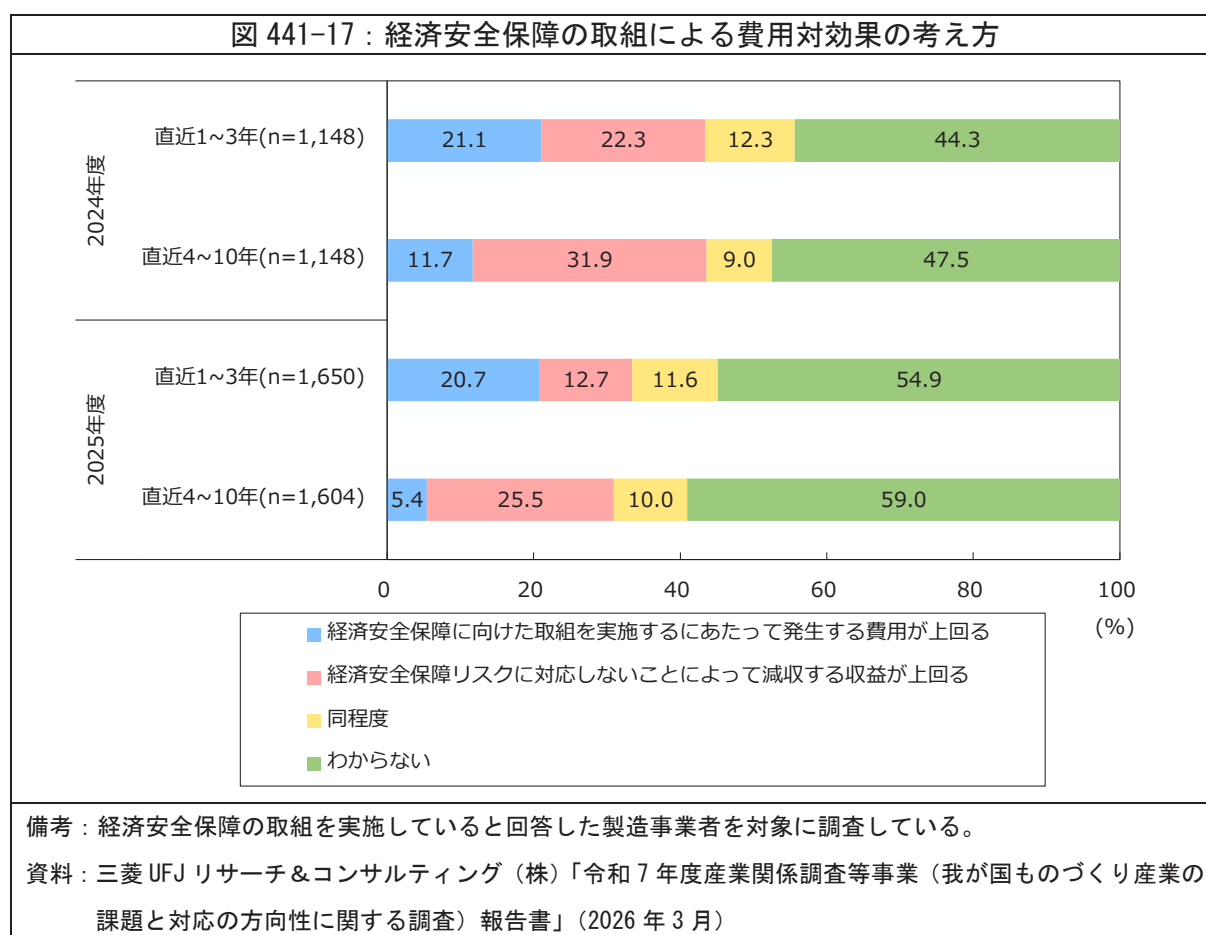


### (3) 経済安全保障の取組と収益性

近年の製造事業者を取り巻く環境は極めて速いスピードで変化を続け、経済安全保障に関連するリスクの予見可能性は一層低下している。このような中で、経済安全保障に向けた取組を行っていない理由として、「費用対効果がわからない」や「コストの増大」を挙げた事業者も約1~2割存在していた（図441-6）。

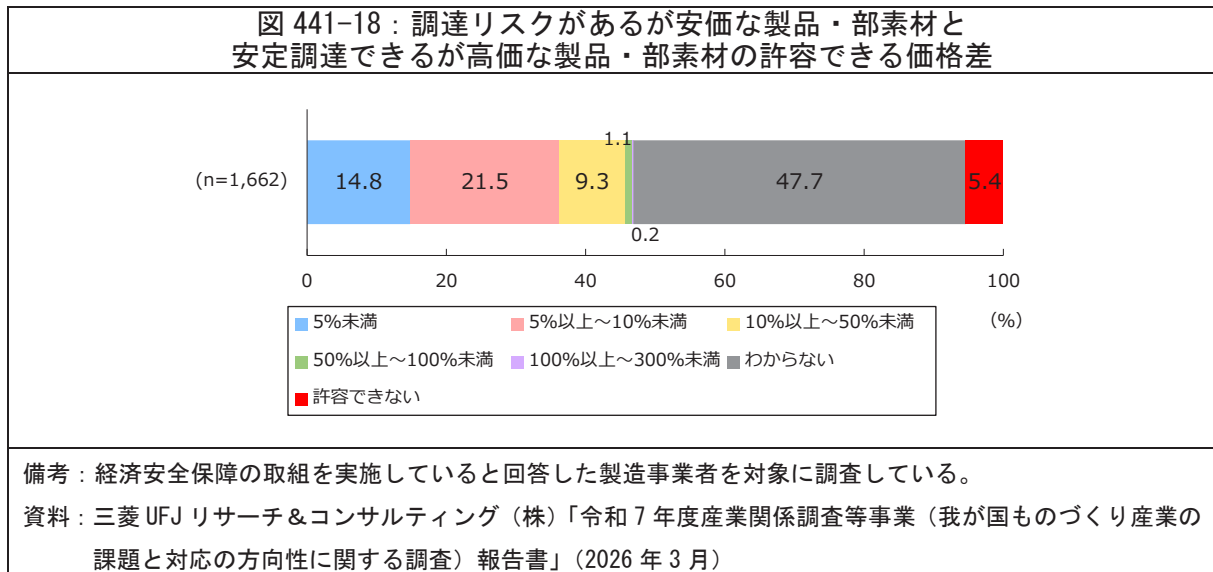
「経済安全保障に向けた取組を実施するにあたって発生する費用」と「経済安全保障リスクに対応しないことによって減少する収益」の関係について、短期（直近1~3年）では「発生する費用」が経営を圧迫するとした企業が最も高い割合である一方、中長期（直近4~10年）では「収益の減少」とした企業が上回った（図441-17）。これは2024年度と同様の傾向であり、中長期的には、経済安全保障リスクに対応しないことによって発生し得る収益の減少がより経営に影響を与えると認識する企業が、引き続き一定数存在することを示す結果となった。

図441-17：経済安全保障の取組による費用対効果の考え方



また、経済安全保障の取組に当たって、他国の輸出管理による調達リスクがあるが高価な製品・部素材と、国内あるいは同志国から安定調達できるが高価な製品・部素材があった場合、その価格差をどの程度許容できるかについて確認した。「わからない」と回答した事業者を除くと、「5%以上~10%未満」と回答した事業者の割合が最も多く約2割となり、次い

で「5%未満」、「10%以上～50%未満」が続く結果となった。また、「許容できない」と回答した事業者も5.4%存在した（図441-18）。



経済安全保障の取組の最終的な目的としては「事業の継続（安定的な調達・生産・供給等）」を挙げる事業者が約8割を占め、2024年度と同様の傾向となった（図441-19）。取組によって感じている効果についても、7割弱の事業者が「事業の継続（安定的な調達・生産・供給等）」を実感しており、目的に対して一定の成果が得られていることが確認できる（図441-20）。一方、最終的な目標を「自社の収益の拡大」とする事業者は2割弱にとどまり、収益拡大を取組の主目的とする企業は少ない。効果についても、「自社の収益の拡大」を挙げる事業者は1割を下回った。

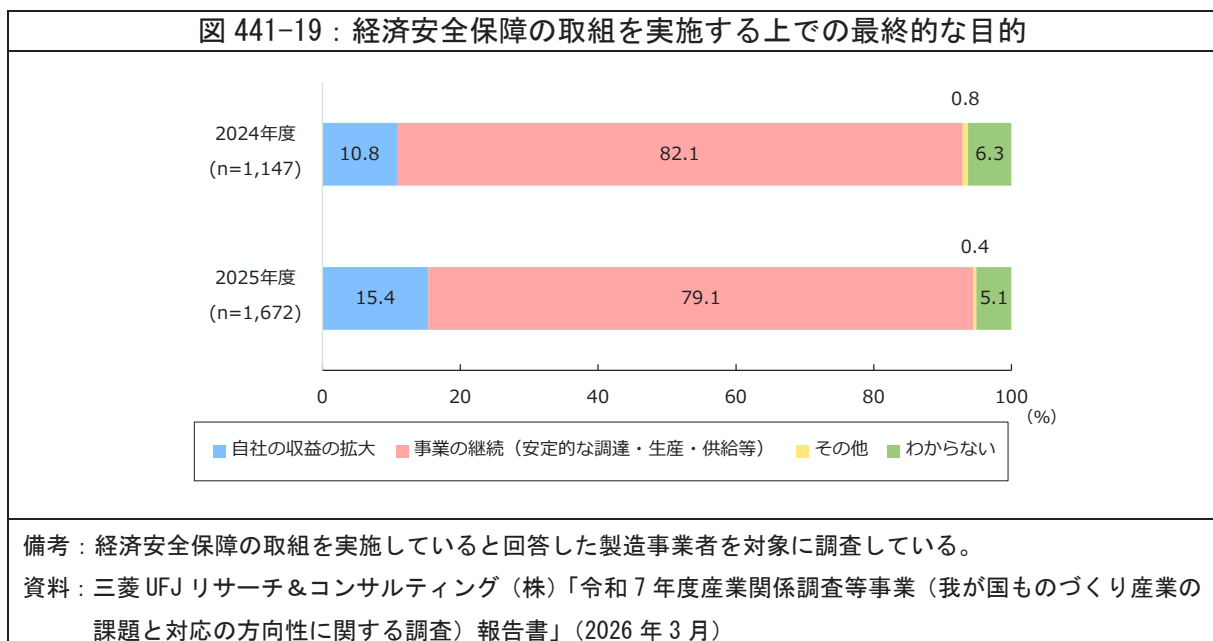
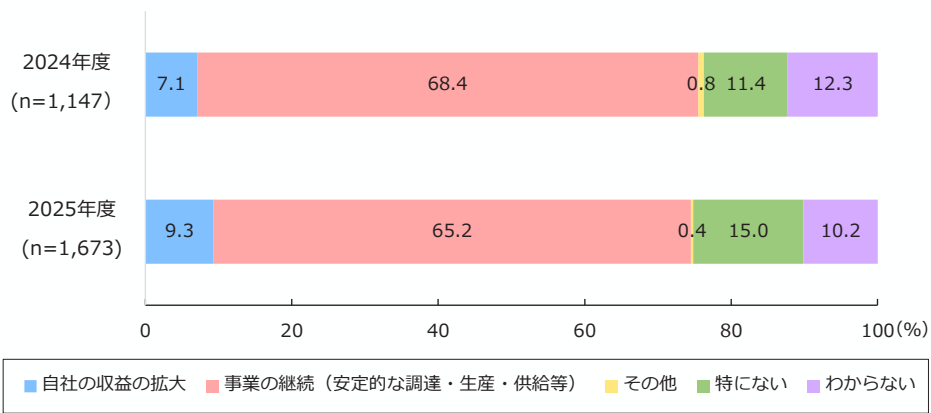


図 441-20：経済安全保障の取組の実施によって最も感じている効果

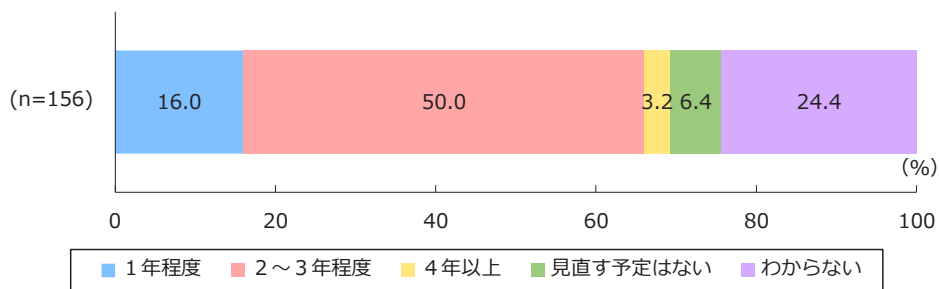


備考：経済安全保障の取組を実施していると回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

「自社の収益の拡大」を目標とする事業者については、目標が達成されない場合、「1年程度」及び「2～3年程度」で方針を見直すと回答した企業が7割弱を占め、多くの事業者が3年以内の期間で収益性を評価・判断する傾向がみられた（図 441-21）。

図 441-21：収益性の目標が達成されない場合の方針の見直し予定時期

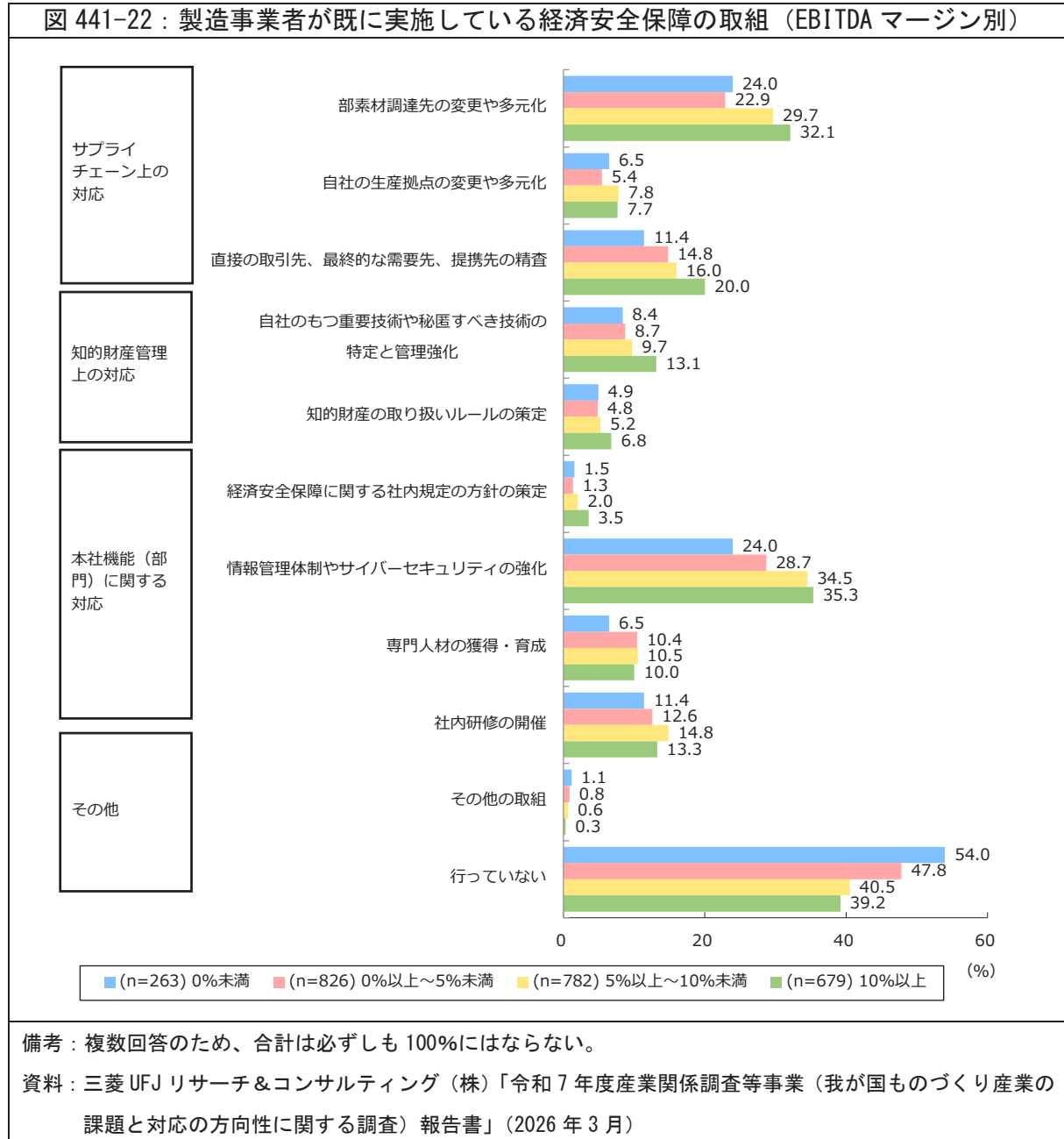


備考：経済安全保障の取組を実施していると回答した製造事業者を対象に調査している。

資料：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）「令和7年度産業関係調査等事業（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2026年3月）

EBITDA マージンごとにと組の実施内容を確認すると、EBITDA マージンの高い企業ほど取組を行っている割合が高い傾向がみられ、また、EBITDA マージンの低い企業ほど取組を「行っていない」と回答する割合が高くなった（図 441-22）。

図 441-22：製造事業者が既に実施している経済安全保障の取組（EBITDA マージン別）



## 2. 我が国製造業に求められる対外環境の変化への対応

国際情勢の変動や各国の産業政策の強化など、対外環境の急激な変化が我が国製造事業者に与える影響は大きく、事業者は多様な対応を余儀なくされている。特に経済安全保障の取組については、2024年度と比較して何らかの取組を行った事業者が増加しており、対外環境の不確実性の増加を踏まえた事業者の意識の変化がうかがえる結果となった。しかし、取組を進めていくに当たっては、2024年度に引き続き、事業者が課題感を抱える現状が明らかになった。

グローバル化の進展に伴い、各社のサプライチェーンは極めて複雑化している。このような中で、経済安全保障の取組を今後強化する際の課題として、「サプライチェーン上の取引企業の動向把握」を半数以上の事業者が挙げるなど、サプライチェーンの把握に関して課題感を抱えている事業者が一定数存在していた。

また、経済安全保障の取組を実施していくに当たって、国際情勢に関する情報収集に着手している事業者は多いが、得られた情報をリスクとして分析・評価し、対応の検討につなげていくプロセスに課題を感じている状況がみられた。

経済安全保障の取組につなげていくためには、自社に関連するサプライチェーンの把握、これに伴う経済安全保障リスクの評価を行うことなど、いわば自社が置かれた現状を正確に把握しておくことが重要となるが、何らかの事案が起きてからでは対応は後手にまわり、自社の損失や被る影響が大きくなるおそれがある。経済安全保障リスクによる自社への影響を最小限にするためには、平時から現状把握の取組を行っておくことが不可欠である。

経済安全保障に関するリスクは、近年の急激な国際情勢の変化もあいまって極めて予見可能性が低くなっており、経済安全保障に向けた取組を行っていない理由として、「費用対効果がわからない」を挙げた事業者も約2割存在していた。一方で、経済安全保障リスクに対応しないことによって発生し得る収益の減少は、中長期的には対応に係る費用よりも経営を圧迫すると認識している企業は一定数存在している。

事業者は短期的なコスト増大にとらわれず、中長期的な経営判断を行っていく必要がある。また、経済安全保障の取組を進めることは、リスクの低減が図られ、持続的・安定的な事業の継続につながるだけでなく、新たな事業機会につながる可能性もある。

本節において紹介した事業者は、いずれもサプライチェーン、経済安全保障に係る取組を、単なるリスク低減だけではなく事業機会としても捉え、自社最適な体制整備・プロセスの確立に向け、経営層主導の下、全社的に取組を行っている好事例である。

政府としても、事業者の主体的な取組を支援するべく、自律性・不可欠性を高めるための予算措置や情報発信を行っていく。措置の具体的な内容や、情報発信の取組について、以下に紹介する。

## コラム

## 「経済安全保障経営ガイドライン」、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」の取りまとめ

## 「経済安全保障経営ガイドライン」（令和8年1月23日）

近年、企業を取り巻く国際環境は、国境を越えた効率重視の自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、地政学的リスクを踏まえた対応が求められる時代に移りつつある。このような中、我が国においても経済安全保障の確保の必要性が一段と高まっており、特に、産業・技術基盤の主体である民間企業が、自社の自律性・不可欠性を強化していくことが重要となる。一方で、企業からは「経済安全保障への対応はコスト負担が大きい」との懸念の声も示されている。しかし、経済安全保障対応の観点から企業において行われる供給安定性やセキュリティの堅牢性等の強化は、企業価値の維持・向上に加え、新たなビジネス機会の拡大にもつながり得る。さらに、自律性の向上には、社内の各部門に加え、サプライチェーンの上流から下流に至る各企業が認識を共有しつつ取組を進める必要があるが、この取組により、事業全体の効率性や生産性が向上することも期待される。

経済産業省では、経営層が自社における自律性・不可欠性確保及びガバナンス強化に係る取組を経営戦略として位置付け、実行する際の推奨事項を、2026年1月23日に「経済安全保障経営ガイドライン」として取りまとめた<sup>2</sup>。今後も状況の変化を踏まえつつ継続的に改訂を図っていく（図1）。

図1：経済安全保障経営ガイドラインの活用例



<sup>2</sup> 経済産業省 [2026] 『経済安全保障経営ガイドライン（第1版）』

## 「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（令和7年11月20日）

重要物資の供給途絶や海外への技術移転等の経済安全保障上の脅威・リスクに対応するためには、サプライチェーンに関係する企業同士の情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携、再編が一層重要となる。一方で、産業界からは、「独占禁止法上の企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業結合のオプションが検討の対象になりにくい」、「企業間で交換する情報の内容によってはカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話をちゅうちょしてしまう」との指摘がされていた。

このような状況を踏まえ、2025年11月20日に、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省は「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表<sup>3</sup>し、産業界への周知を図った。経済安全保障の観点から実施する事例を情報交換、共同行為、企業結合の三つのカテゴリーに分け、経済産業省と国土交通省が事例を提供し、それに対して公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示したものである（図2）。日本企業の国際競争力が失われぬよう、企業サイドの萎縮を緩和し、企業間連携を後押しすることが今回の事例集の目的である。主な事例は以下のとおりである。

### 事例②流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

我が国が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。

### 事例⑥重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

事業に不可欠な重要原材料について、(1) 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に／(2) 平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。

### 事例⑭国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争にさらされる中、日本企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。

図2：「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」における想定事例

<p><b>情報交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①） ex. 電子機器や高性能素材等</li> <li>・流出を防ぐべき範囲に関する情報交換（事例②） ex. 電子機器や高性能素材等</li> <li>・アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③） ex. 金属</li> <li>・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④） ex. 自動車内燃機関部品</li> <li>・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤） ex. 素材産業等</li> </ul>	<p><b>企業結合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡占市場における企業結合（事例⑨）※事例①⑥⑦の発展事例 ex. あらゆる新工不関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品</li> <li>・市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩）※事例⑤の発展事例 ex. 素材産業等</li> <li>・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪） ex. 素材産業等</li> <li>・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫） ex. あらゆる新工不関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品</li> <li>・競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬） ex. 造船・船用工業</li> <li>・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭） ex. 造船・船用工業</li> </ul>
<p><b>共同行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥） ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）</li> <li>・供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦） ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）</li> <li>・競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧） ex. 造船・船用工業</li> </ul>	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他社との共同研究開発の制限（事例⑮）</li> </ul>

資料：公正取引委員会、経済産業省、国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（2025年11月）から経済産業省作成

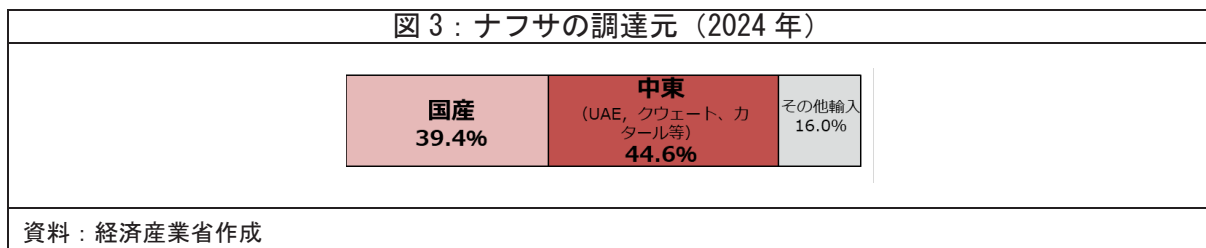
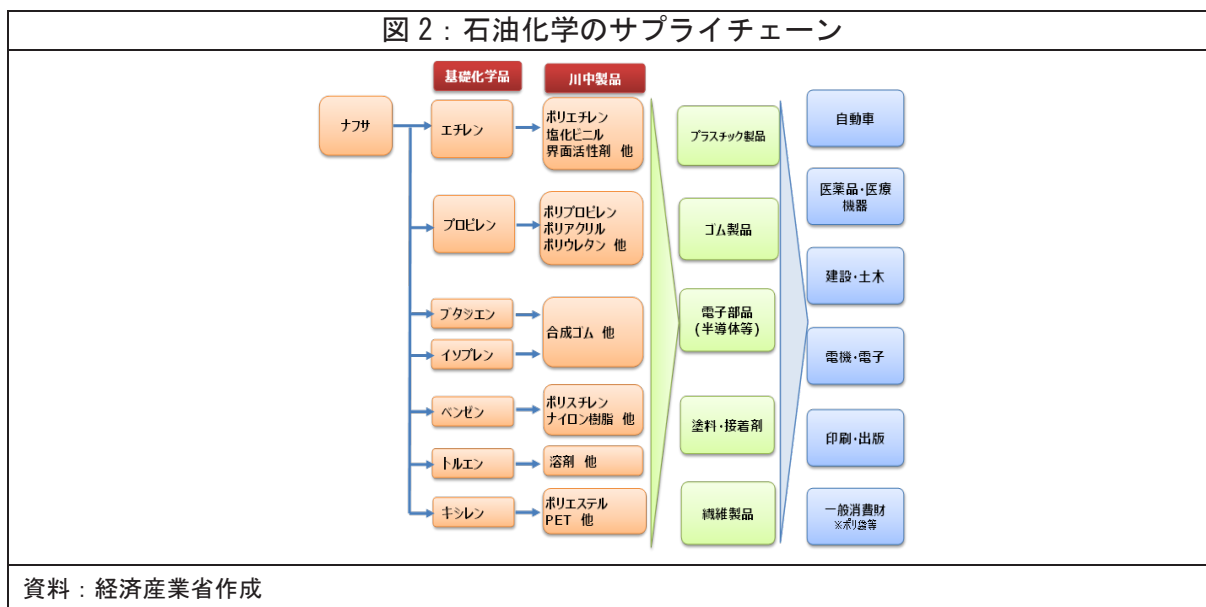
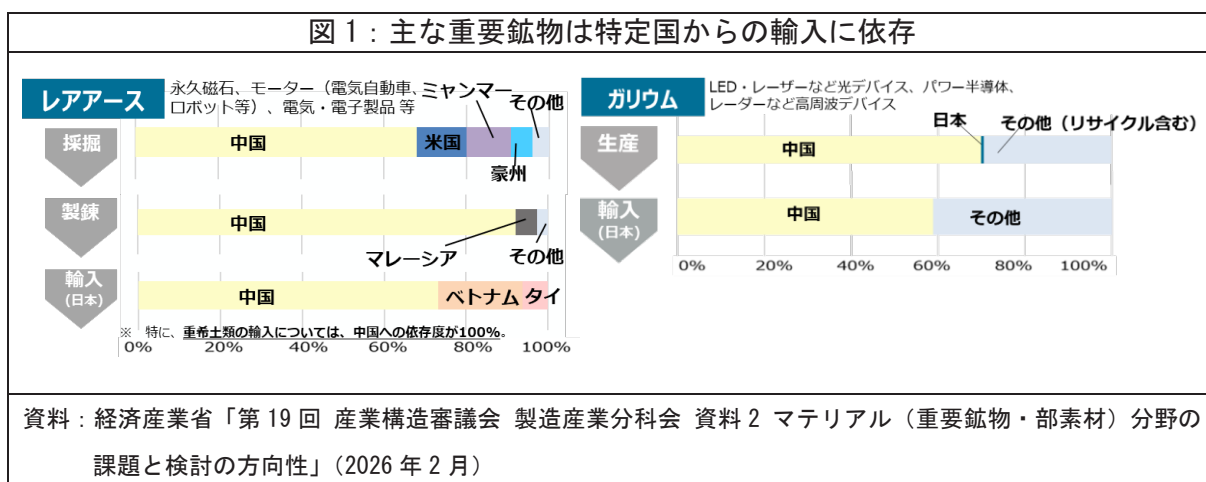
<sup>3</sup> 公正取引委員会、経済産業省、国土交通省 [2025] 『経済安全保障と独占禁止法に関する事例集』

## コラム

### グローバルサプライチェーンの再検討

#### 主な重要鉱物は特定国からの輸入に依存

足下では、半導体や自動車の高機能化に不可欠な重要鉱物は特定国からの輸入に依存するとともに、プラスチックをはじめ産業基盤となる石油化学製品は中東に依存し、世界情勢の不安定化が企業経営に大きな影響を与えている。



### 重要鉱物の供給源多角化に向けた取組

こうした中、製造業の中長期的な成長、自律性・不可欠性の維持には、特定国・地域に依存しないサプライチェーンの多角化や、重要物資の国内生産など、有事もみすえた代替生産可能な体制の強化が不可欠である。政府として重要鉱物の供給源多角化に向けた取組を行っていく。

図4：重要鉱物の供給源多角化に向けた取組

- レアアースについて、JOGMECを通じた出資措置で、ライナス（豪・馬）・カレマグ（仏）の2件のプロジェクトを形成し、重レアアースの代替供給源を確保。



西豪州 マウントウェルド鉱山



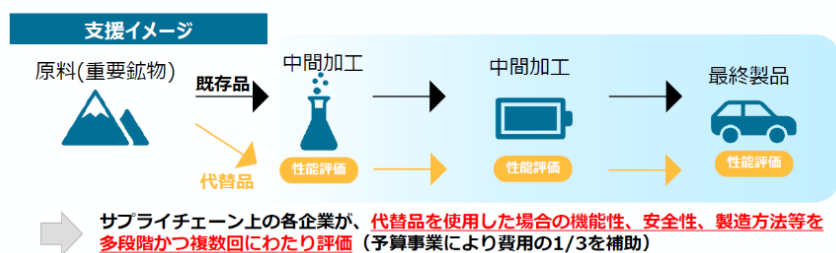
マウントウェルド鉱山施設

- ガリウムについて、JOGMECを通じた出資措置で、豪州で1件のプロジェクトを形成。

資料：経済産業省作成

また、我が国は多くの重要鉱物等を特定国からの輸入に依存しており、その供給が滞れば我が国の産業全般に影響を及ぼす可能性がある。そのため、サプライチェーンの中下流に位置する事業者による調達ルート切替を支援し、サプライチェーンの複線化等を通じた特定国への過度な依存の回避・低減を図ることで、我が国の産業の自律性・不可欠性を確保することが必要である。しかし、代替品を用いた新たなサプライチェーンを構築する場合には、当該代替品を使用した場合に十分な性能（機能性、安全性等）が担保されるかを事前に評価しなければならない。また、各レイヤーに位置する企業による多段階かつ複数回にわたる評価が必要となり、その評価には一定のリードタイムが発生する。そのため経済産業省では、令和8年度重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業において、我が国企業による代替調達ルートへの切替を通じた供給源の多角化、ひいては経済安全保障上のリスクを低減するため、民間企業等が部素材や原材料等の調達ルートの切替に資するサンプル評価等を行う場合の費用の一部を補助することとしている。特定国への依存が高い重要鉱物等を使用しており、調達の切替を要する部素材等の一例としては、eAxle（駆動用モーター）、電池、サーボモーター、排ガス触媒、点火コイル、半導体、超硬工具等を想定している。

図5：重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業の支援イメージ



資料：経済産業省作成